

大阪府条例第二十五号

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

例の一部を改正する条例

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第二章 設備及び運営に関する基準 (第四条―第三十三条)</p> <p>第三章 ユニット型特別養護老人ホーム (第三十四条―第四十四条)</p> <p>第四章 地域密着型特別養護老人ホーム (第四十五条―第五十条)</p> <p>第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (第五十一条―第五十四条)</p> <p>附則</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七、八 (略)</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 <u>第三十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>五 <u>第三十三条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録</u></p> <p>(サービスの提供困難時の対応)</p> <p>第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認められた場合は、<u>適切な病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>(サービスの方針)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 <u>特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の</u></p>	<p>目次</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第二章 設備及び運営に関する基準 (第四条―第三十二条)</p> <p>第三章 ユニット型特別養護老人ホーム (第三十三条―第四十三条)</p> <p>第四章 地域密着型特別養護老人ホーム (第四十四条―第四十九条)</p> <p>第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (第五十条―第五十三条)</p> <p>附則</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六、七 (略)</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 <u>第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>五 <u>第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録</u></p> <p>(サービスの提供困難時の対応)</p> <p>第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認められた場合は、<u>適切な病院、診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>(サービスの方針)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>

- 71 (略)
- 二 従業者に周知徹底を図ること。
- 三 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二十三条 (略)

(緊急時等の対応方法)

第二十四条 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師との連絡方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十五条―第三十五条 (略)

(運営規程)

第三十六条 (略)

- 一 一六 (略)
- 七 八・九 (略)
- 九 緊急時等における対応方法

(設備の基準)

第三十七条 (略)

- 一 (略)
- 二 (略)
- イ 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四十四条において準用する第九条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- ロ 第四十四条において準用する第九条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- 二 一 四 (略)

(サービスの方針)

第三十八条 (略)

- 81 (略)
- 二 七 (略)
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

91 (略)

- 61 (略)

第二十三条 (略)

(緊急時等の対応方法)

第二十四条 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師との連絡方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十四条―第三十四条 (略)

(運営規程)

第三十五条 (略)

- 一 一六 (略)
- 七 八 (略)

(設備の基準)

第三十六条 (略)

- 一 (略)
- 二 (略)
- イ 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四十三条において準用する第九条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- ロ 第四十三条において準用する第九条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- 二 一 四 (略)

(サービスの方針)

第三十七条 (略)

- 2 一 七 (略)
- 81 (略)

第三十九条―第四十三条 (略)

(準用)

第四十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十條、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで及び第二十八条から第三十三条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第三章」と読み替えるものとする。

第四十五条 (略)

(設備の基準)

第四十六条 (略)

- 一 (略)
二 (略)

イ 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十条において準用する第九条第二項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第五十条において準用する第九条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

- 4. 2. 3. ハ (略)

4. 2. 3. (略)

- 一 (略)

イ 居室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一)以上有するもの

- ロ・ハ (略)

5. 二・三 (略)

第四十七条―第四十九条 (略)

(準用)

第五十条 第四条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで及び第三十三条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第十六条第五項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十条において準用

第三十八条―第四十二条 (略)

(準用)

第四十三条 第四条から第七条まで、第九条、第十條、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで及び第二十七条から第三十二条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第三十七条第七項」と、同項第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十条第二項」と、同項第五号中「第三十二条第三項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十二条第三項」と、第二十四条第二項中「この章」とあるのは、「第三章」と読み替えるものとする。

第四十四条 (略)

(設備の基準)

第四十五条 (略)

- 一 (略)
二 (略)

イ 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四十九条において準用する第九条第二項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第四十九条において準用する第九条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

- 4. 2. 3. ハ (略)

4. 2. 3. (略)

- 一 (略)

イ 居室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一)以上有するもの

- ロ・ハ (略)

5. 二・三 (略)

第四十六条―第四十八条 (略)

(準用)

第四十九条 第四条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第三十条まで及び第三十二条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十九条において準用する第十六条第五項」と、同項第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第五号中「第三十二条第三項」とあるのは「第四十九条において準

する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは「第四章」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基準)

第五十二条 第三条及び前三章(第四十七条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第五十二条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において準用する第九条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第五十四条において準用する第九条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ (略)

2 5 (略)

第五十三条 (略)

(準用)

第五十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第五章」と読み替えるものとする。

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の日において法第十五条第三項の規定による届出をしているもの又は同条第四項の認可を受けているものをい

用する第三十二条第三項」と、第二十四条第二項中「この章」とあるのは「第四章」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基準)

第五十条 第三条及び前三章(第四十六条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第五十一条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十三条において準用する第九条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第五十三条において準用する第九条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ (略)

2 5 (略)

第五十二条 (略)

(準用)

第五十三条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで及び第四十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十七条第七項」と、同項第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十条第二項」と、同項第五号中「第三十二条第三項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十二条第三項」と、第二十四条第二項中「この章」とあるのは、「第五章」と読み替えるものとする。

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の日において法第十五条第三項の規定による届出をしているもの又は同条第四項の認可を受けているものをい

う。)の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は全面的な改築(既存の施設と同様の規模の建築物を既存の施設と同一の敷地内又はその他の場所に新たに建設することをいう。以下同じ。)を行つた部分を除く。)に対する第十二条第三項第一号イ及び第四十六条第三項第一号イの規定の適用については、これらの規定中「二人とすること。ただし、入所者を処遇する上で必要な場合として規則で定める場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日において存していた特別養護老人ホームの建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は全面的な改築を行つた部分を除く。)に対する第十二条第三項第一号並びに第四十六条第三項第一号の規定の適用については、第十二条第三項第一号イ及び第四十六条第三項第一号イ中「二人とすること。ただし、入所者を処遇する上で必要な場合として規則で定める場合は、四人以下とすることができる」とあるのは「原則として四人以下とすること」と、第十二条第三項第一号ハ及び第四十六条第三項第一号ハ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等に係る部分の床面積を除き、四・九五平方メートル」とする。

4 前二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日において存していた特別養護老人ホームの建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は全面的な改築を行つた部分を除く。)に対する第十二条第三項第一号イ及び第四十六条第三項第一号イの規定の適用については、これらの規定中「二人とすること。ただし、入所者を処遇する上で必要な場合として規則で定める場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「八人以下とすること」とする。

5 平成十二年四月一日において存していた特別養護老人ホームの建物については、第十二条第三項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)及び第四十六条第三項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

6 平成十四年八月七日において存していた特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築又は改築を行つたものを除く。)であつて、同日において特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第百七号。以下「平成十四年一部改正省令」という。)による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三章(第三十五条第四項第一号イ(4)及びロ(3)を除く。)に規定する基準を満たすものに対する第三十七条第三項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「二平方メートルに当該共同生活室が属する

う。)の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は全面的な改築(既存の施設と同様の規模の建築物を既存の施設と同一の敷地内又はその他の場所に新たに建設することをいう。以下同じ。)を行つた部分を除く。)に対する第十二条第三項第一号イ及び第四十五条第三項第一号イの規定の適用については、これらの規定中「二人とすること。ただし、入所者を処遇する上で必要な場合として規則で定める場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日において存していた特別養護老人ホームの建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は全面的な改築を行つた部分を除く。)に対する第十二条第三項第一号並びに第四十五条第三項第一号の規定の適用については、第十二条第三項第一号イ及び第四十五条第三項第一号イ中「二人とすること。ただし、入所者を処遇する上で必要な場合として規則で定める場合は、四人以下とすることができる」とあるのは「原則として四人以下とすること」と、第十二条第三項第一号ハ及び第四十五条第三項第一号ハ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等に係る部分の床面積を除き、四・九五平方メートル」とする。

4 前二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日において存していた特別養護老人ホームの建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は全面的な改築を行つた部分を除く。)に対する第十二条第三項第一号イ及び第四十五条第三項第一号イの規定の適用については、これらの規定中「二人とすること。ただし、入所者を処遇する上で必要な場合として規則で定める場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「八人以下とすること」とする。

5 平成十二年四月一日において存していた特別養護老人ホームの建物については、第十二条第三項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)及び第四十五条第三項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

6 平成十四年八月七日において存していた特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築又は改築を行つたものを除く。)であつて、同日において特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第百七号。以下「平成十四年一部改正省令」という。)による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三章(第三十五条第四項第一号イ(4)及びロ(3)を除く。)に規定する基準を満たすものに対する第三十六条第三項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「二平方メートルに当該共同生活室が属する

ユニットの入居定員の数を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

7 平成十八年四月二日において平成十四年一部改正省令附則第二条第二項の規定の適用を受けていた特別養護老人ホームに係る第五十条第三項第二号への規定の適用については、同号ハ中二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員の数を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

8 昭和六十二年三月九日において存していた特別養護老人ホーム(平成十六年四月二日以降に全面的な改築を行ったものを除く。)については、第十二条第二項第十四号、第三十七条第二項第六号、第四十六条第二項第十四号及び第五十二条第二項第六号の規定は、当分の間、適用しない。

9 第十条第二項(第四十四条、第五十条、第五十四条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の際、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第九条第二項(同令第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第六六号)第五条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。))第五十二条において準用する同令第九条第二項に係る場合を含む。)の規定により特別養護老人ホームにおいて保存されている記録であつて、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第九条第二項による保存期間が満了していないものについても適用する。

10 一般病床(医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に限る。次項及び附則第十三項において同じ。)、若しくは療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行つて特別養

ユニットの入居定員の数を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

7 平成十八年四月二日において平成十四年一部改正省令附則第二条第二項の規定の適用を受けていた特別養護老人ホームに係る第五十条第三項第二号への規定の適用については、同号ハ中二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員の数を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

8 昭和六十二年三月九日において存していた特別養護老人ホーム(平成十六年四月二日以降に全面的な改築を行ったものを除く。)については、第十二条第二項第十四号、第三十六条第二項第六号、第四十五条第二項第十四号及び第五十一条第二項第六号の規定は、当分の間、適用しない。

9 第十条第二項(第四十三条、第四十九条、第五十三条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の際、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第九条第二項(同令第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第六六号)第五条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第五十二条において準用する同令第九条第二項に係る場合を含む。)の規定により特別養護老人ホームにおいて保存されている記録であつて、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第九条第二項による保存期間が満了していないものについても適用する。

10 一般病床(医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に限る。以下次項及び附則第十三項において同じ。)、若しくは療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行つて特別養

養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る建物については、第十三条第一項、第三十七条第一項、第四十六条第二項、第五十二条第二項の規定は、適用しない。

11 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第三項第九号イ及び第四十六条第三項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第三項第九号イ及び第四十六条第三項第九号イの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅は、第十一条第三項第十号イ、第三十七条第三項第八号イ、第四十六条第三項第十号イ及び第五十二条第三項第八号イの規定にかかわらず、一・二メートル以上とすることとする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とすることとする。

14 (略)

15 (二)部ユニット型特別養護老人ホームについて

平成十五年四月一日以前に法第十五条の規定により設置された特別養護老人ホーム(同日において建築中のものであつて、同日後に同条の規定により設置されたものを含む。以下「平成十五年前特別養護老人ホーム」という。)であつて、特別養護老人ホーム旧基準第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム(以下二部ユニット型特別養護老人ホームという。)であるもの(平成二十三年九月一日において改修、改築又は増築中の平成十五年前特別養護老人ホーム(第三十三条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。)であつて、同日後に一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。)のうち、介護保険法第四十八条第二項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、

養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る建物については、第十三条第一項、第三十六条第一項、第四十五条第一項、第五十一条第一項の規定は、適用しない。

11 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第三項第九号イ及び第四十五条第三項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第三項第九号イ及び第四十五条第三項第九号イの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅は、第十一条第三項第十号イ、第三十六条第三項第八号イ、第四十五条第三項第十号イ及び第五十一条第三項第八号イの規定にかかわらず、一・二メートル以上とすることとする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とすることとする。

14 (略)

15 (二)部ユニット型特別養護老人ホームについて

平成十五年四月一日以前に法第十五条の規定により設置された特別養護老人ホーム(同日において建築中のものであつて、同日後に同条の規定により設置されたものを含む。以下「平成十五年前特別養護老人ホーム」という。)であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号)第五十五条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。)第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム(以下二部ユニット型特別養護老人ホームという。)であるもの(平成二十三年九月一日において改修、改築又は増築中の平成十五年前特別養護老人ホーム(第三十三条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。)であつ

同日以後最初の指定の更新までの間は、第三条及び第二章から第五章まで（第十二条及び第四十七条を除く。）の規定にかかわらず、次項から附則第二十五項までに定めるところによる。

16 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針については、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第三十五条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。

18 17 (略)
一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準については、ユニット部分にあつては第三十七条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれの設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

19 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの方針については、ユニット部分にあつては第三十八条に、それ以外の部分にあつては第十六条に定めるところによる。

20 一部ユニット型特別養護老人ホームの介護については、ユニット部分にあつては第三十九条に、それ以外の部分にあつては第十七条に定めるところによる。

21 一部ユニット型特別養護老人ホームの食事については、ユニット部分にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第十八条に定めるところによる。

22 一部ユニット型特別養護老人ホームの生活上の便宜の提供等については、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第二十条に定めるところによる。

23 一部ユニット型特別養護老人ホームの勤務の体制の確保等については、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第二十六条に定めるところによる。

24 一部ユニット型特別養護老人ホームの定員の遵守については、ユニット部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第二十七条に定めるところによる。

(準用)
25 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで及び第二十八条から第三十二条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中、「第十六条第五項」とあるのは、「第十六条第五項及び第三十一条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第

て、同日後に一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第四十八条第一項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、同日以後最初の指定の更新までの間は、第三条及び第二章から第五章まで（第十二条及び第四十六条を除く。）の規定にかかわらず、次項から附則第二十五項までに定めるところによる。

16 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針については、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第三十四条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。

18 17 (略)
一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準については、ユニット部分にあつては第三十六条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれの設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

19 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの方針については、ユニット部分にあつては第三十七条に、それ以外の部分にあつては第十六条に定めるところによる。

20 一部ユニット型特別養護老人ホームの介護については、ユニット部分にあつては第三十八条に、それ以外の部分にあつては第十七条に定めるところによる。

21 一部ユニット型特別養護老人ホームの食事については、ユニット部分にあつては第三十九条に、それ以外の部分にあつては第十八条に定めるところによる。

22 一部ユニット型特別養護老人ホームの生活上の便宜の提供等については、ユニット部分にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第二十条に定めるところによる。

23 一部ユニット型特別養護老人ホームの勤務の体制の確保等については、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。

24 一部ユニット型特別養護老人ホームの定員の遵守については、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第二十六条に定めるところによる。

(準用)
25 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで及び第二十七条から第三十二条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中、「第十六条第五項」とあるのは、「第十六条第五項及び第三十一条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第

二項」とあるのは「附則第二十五項において準用する第三十二條第二項」と、同項第五号中「第三十三條第三項」とあるのは「附則第二十五項において準用する第三十三條第三項」と、第二十四條第二項中「この章」とあるのは「附則第十七項、附則第十九項から第二十四項まで並びに附則第二十五項において準用する第九條、第十條、第十三條から第十五條まで、第十九條、第二十一條から第二十三條まで及び第二十八條から第三十三條まで」と読み替えるものとする。

項」とあるのは「附則第二十五項において準用する第三十條第二項」と、同項第五号中「第三十二條第三項」とあるのは「附則第二十五項において準用する第三十二條第三項」と、第二十四條第二項中「この章」とあるのは「附則第十七項、附則第十九項から第二十四項まで並びに附則第二十五項において準用する第九條、第十條、第十三條から第十五條まで、第十九條、第二十一條から第二十三條まで及び第二十七條から第三十一條まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。